**注記（各会計合算財務諸表）**

**１　重要な会計方針**

（１）固定資産の減価償却の方法

①事業用資産、インフラ資産、リース資産及びソフトウェア

「大阪府公有財産台帳等処理要領」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

②重要物品

「物品調達システム取扱要領」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

（２）法人等出資金の評価基準及び評価方法

地方自治法第238条第１項第６号及び第７号に規定する出資金等を、取得原価により計上しています。ただし、時価又は実質価額が著しく低下したものについては、「出資金の減額に関する取扱要領」に基づき相当の減額を行なった後の価額で計上しています。

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産を、取得原価により計上しています。ただし、正味売却価額が取得原価を下回っているときには、正味売却価額で計上しています。

（４）引当金の計上基準

①不納欠損引当金

未収金の回収不能（貸倒）に備えるため、一般債権については、回収不能実績率により、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

②貸倒引当金

貸付金の回収不能（貸倒）に備えるため、一般債権については、回収不能実績率により、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

　　　③退職手当引当金

職員の退職手当に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

④賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

（５）その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①有形固定資産の計上基準

事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産及びソフトウェアの貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、行政サービス提供能力が著しく減少した場合は、減損会計を適用しています。

②財務諸表の金額の表示

各会計合算財務諸表においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

また、平成28年度より、

・証紙収入金整理特別会計に係る繰出金については、事業収入（特別会計）と相殺消去した金額で表示して

います。

・上記の繰入繰出、債権債務以外の内部取引のうち、1億円以上の会計間の内部取引を相殺消去した金額で

表示しています（金額基準）。

＜参考：平成28年度からの相殺消去対象の拡大に伴う影響金額（単位：百万円）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成28年度 | 平成27年度 |
| 証紙収入金整理特別会計 | 10,265 | 10,067 |
| 資産の購入（一般会計）と売却（不動産調達特別会計）  【金額基準】 | 5,000  （1件：CF） | 3,502  （1件：CF） |

③出納整理期間

当会計年度に係る出納整理期間（平成29年4月1日～5月31日）の取引を当会計年度の取引としています。

④消費税及び地方消費税の会計処理

　　税込方式によっています。

⑤リース資産及びリース債務の計上に係る運用

　　長期継続契約による賃貸借物件のうち、大阪府財務諸表作成基準第15条第5号、第16条第６号及び第17条第5号に規定するファイナンス・リース取引に該当するものについては、リース資産及びリース債務として計上しています。

**２．重要な後発事象**

○組織・機構の大幅な変更

・　ＩＲ誘致に係る体制を強化するため、地方自治法に基づく府市共同の内部組織として、ＩＲ推進局を設置しました（平成29年４月１日付）。

・　動物愛護の普及啓発を中心とした動物愛護管理行政の拠点施設として、大阪府動物愛護管理センターを設置

しました（平成29年８月１日付）。

**３．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの



（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 訴訟内容 |
| 損害賠償請求事件 | 平成22年4月7日、器械体操部の部活動において原告生徒が鉄棒の練習中に鉄棒から落下し、頚椎損傷、第５頚椎脱臼による障害を負い、大阪府は国家賠償法１条１項による賠償責任を負うとして、平成25年2月18日に訴訟が提起されました。訴訟係属中であり、損害賠償請求額2億4,765万5,276円です。 |

**４．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況



（２）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの



（３）繰越事業に係る将来の支出予定額



（４）一時借入金の実績額等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月別 | | 借入現在高 |
| 平成28年  平成29年 | ４月末現在  ５月末現在  ６月末現在  ７月末現在  ８月末現在  ９月末現在  10月末現在  11月末現在  12月末現在  １月末現在  ２月末現在  ３月末現在 | 百万円  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0 |

（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

○　特別収支の部には、政令市（大阪市、堺市）の小中学校教職員費の負担が府から政令市へ移譲されたことに伴う退職手当引当金取崩による特別収入（69,757百万円）及び大阪市立特別支援学校の移管に伴う資産受入による特別収入（31,078百万円（注））を計上しています。

（注）大阪市から移管を受けた特別支援学校に係る地方債についてはそれらを償還するまで引き続き大阪市の負債として計上されますが、当該地方債の元利償還金等相当額については、「大阪市立特別支援学校の移管に伴う市債に関する覚書」に基づき、毎年度、大阪府が負担することとなっています（元金相当額1,242百万円（地方交付税措置相当分を除く））。

○　平成29年1月1日から法定外目的税として宿泊税を導入しました。